

川崎市南部児童相談所小児科嘱託医非常勤職員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童相談所に勤務する小児科嘱託医特別職非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、非常勤職員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定されている特別職の非常勤職員をいう。

(資格)

第3条 非常勤職員は、医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許証を有する者とする。

(定数)

第4条 非常勤職員の定数は1名とし、南部児童相談所に置く。

(職務)

第5条 非常勤職員の職務は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 児童虐待等の対応に係る医学診断
- (2) 医療機関及び保健機関との連携に係る助言

(任用)

第6条 非常勤職員は、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 非常勤職員の任用の期間(以下「任用期間」という。)は、原則として、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で局長等が定めるものとする。

(任用の更新)

第7条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である非常勤職員について、そ

の任用期間を更新することができる。

(任用条件の明示)

第8条 非常勤職員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(身分証明書)

第9条 非常勤職員は、その身分を明確にし、職務の適正な執行を図るため、常に身分証明書を携帯しなければならない。

2 身分証明書の様式は、川崎市児童福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第62号）第13条の3に定めるところによる。

(退職)

第10条 非常勤職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第11条 非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第12条 非常勤職員の勤務日は1週間のうち1日、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までの間で7時間45分とし、60分の休憩時間を勤

務時間の間に置くものとする。

(年次有給休暇)

第13条 非常勤職員に対して、別表第1に掲げる年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、会計年度の中で任用された非常勤職員については、その会計年度内における任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 第7条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前会計年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該会計年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第14条 非常勤職員に対して、川崎市特別職非常勤職員に関する要領（4川総雇第74号。以下「要領」という。）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第15条 非常勤職員は、要領に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第16条 市長は、非常勤職員が請求した場合において、要領に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第17条 非常勤職員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

(1) 第1種報酬の額は、月額254,200円とする。

(2) 第2種報酬の額は、川崎市特別職非常勤職員に関する要領第17条第3項に定めるところによる。

2 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びに

その支給条例（昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

- 3 第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

（月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬）

第18条 非常勤職員が、月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に、要領第20条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第1項第1号の第1種報酬月額から減額する。

- 2 非常勤職員が、月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に、要領第20条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第1項第1号の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

（第1種報酬の減額）

第19条 非常勤職員が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、要領第20条第1項に定める方法により算出した勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

- 2 前項の場合において勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

（費用弁償）

第20条 非常勤職員がその職務のため出張するときは、要領に定めるところ

により旅費を費用弁償として支給する。

(服務)

第21条 非常勤職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

2 所属長は、非常勤職員について、その勤務状況を出勤簿及び出張命令簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

3 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長は、非常勤職員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務企画局人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(公務災害等の補償)

第22条 非常勤職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

2 非常勤職員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(定めのない事項)

第23条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令及び川崎市特別職非常勤職員に関する要領の定めるところによる。

(委任)

第24条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

1週間の勤務日数	勤続年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1日	1日	2日	2日	2日	3日

別表第 2（第 13 条関係）

1 週間 の勤務 日数	任用期間の月数（任用期間の初日の属する日から任用期間の末日の属する月までの月数をいう）						
	1 箇月	2 箇月	3 箇月	4 箇月	5 箇月	6 箇月	6 箇月を超 える期間
1 日	—	—	—	—	—	1 日	1 日

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表第 1 に規定する勤務年数ごとの休
暇日数を付与することができる。